

総務教育常任委員会資料

(令和4年11月21日)

〔件名〕

- ・鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第4回）の開催結果について
【税務課】・・・2
- ・鳥取県ふるさと納税に係る個人情報の漏洩について
【税務課】・・・4
- ・産業廃棄物処理施設審査準備室の設置について
【人事企画課】・・・5
- ・県の統計事務の点検結果について
【行政監察・法人指導課、行財政改革推進課】・・・6
- ・令和4年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について
【行財政改革推進課】・・・7

総 務 部

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第4回）の開催結果について

令和4年11月21日
税 務 課
森林づくり推進課

今年度末で適用期間が終了する森林環境保全税について、検討会を設置し本税の存続の要否を含むあり方を検討してきましたが、この度、最終回となる第4回検討会を開催しましたので結果を報告します。

なお、検討会の報告書の趣旨に加えて、県民アンケートやパブリックコメントの結果等を踏まえ、本税を見直すこととし、12月議会に条例改正を提案する予定です。

1 第4回検討会概要

(1) 日 時 令和4年10月17日（月）午後2時から午後4時まで

(2) 出席者 委員6名（学識者2名、納税者代表1名、市町村代表2名、県1名）

(3) 内 容

- ・パブリックコメントの結果を報告するとともに、検討会報告書案について協議した。

(4) 検討会での主な意見

- ・パブリックコメントの結果から、特に森林が身近にない都市部や若年層の方の関心が低いことが窺えるため、県税の必要性や用途についての周知の中で、重点的な啓発が必要。
- ・森林体験活動の支援について、民間事業者やNPO等と集落の連携も視野に、新規活動団体の掘り起こしや事業の拡充を図り、県民が継続して参加できる活動を展開していくことが必要。
- ・国税、県税それぞれの意義や用途について、市町村と連携の上、県民の理解を深める工夫が肝要。
- ・本税の認知度が低いことも踏まえ、成果の公表を強化することが必要。

(5) とりまとめられた検討会報告書の概要

【森林環境保全税の今後のあり方に関する報告書（概要）】

- ・本県の森林には引き続き取り組むべき課題があり、県が目指す森林の姿を実現するには、県税を継続し、安定した財源を確保していくことが必要。
- ・県民への説明に当たっては森林環境税及び森林環境譲与税と森林環境保全税の各税の意義や用途整理について、都市部に住む方を含め、県民に分かりやすいよう整理し、県民の理解を深める工夫が肝要である。
- ・県民参加の推進や県民理解を深める活動を展開するべき。
- ・森林環境税（国税）との混同を避け、認知度を高めるとともに、より親しみやすく、県民参加型森づくりをイメージしやすくなるような名称への変更が望ましい。

<課税方式> 県民税均等割超過課税方式

<税率・適用期間> 税率…個人：年500円、法人：均等割額の5% 適用期間…5年間

(6) 今後の対応

(5)の検討会の報告書概要を踏まえて、国税と県税のすみ分けを行った上で、県民の参画と協働を一層推し進めるため、森林環境保全税の存続ではなく、税の趣旨と用途を整理した「豊かな森づくり協働税」を新設することとし、12月議会に提案する予定である。

2 提案予定の豊かな森づくり協働税の概要

(1) 豊かな森づくり協働税の概要

項目		概要
課税方式		県民税均等割 超過課税方式
納税義務者		県民税均等割を納税する個人及び法人
税率	個人	年間500円
	法人	県民税均等割額の5%相当額 (資本金等の額に応じ、年間1,000円～40,000円)
適用期間		令和5年度から令和9年度まで(5年間)

(2) 豊かな森づくり協働税と森林環境税との整理

区分	主な役割	主な用途	具体的な施策(案)
豊かな森づくり協働税(県税)	県民による森づくりを支援	県民みんなで協働して森づくりを推進	【里山保全】 ・地域住民やNPO等と事業者が共に行う里山の保全や森林の再生を推進する。 【県民参加の森づくり】 ・県民の森づくりへの参加を促し、森づくりの意義や県税への理解と関心を高めるための活動を推進する。 【若年層への普及啓発】 ・子どもの森林環境学習を展開し、森林を守り育てる運動を推進する。
		豊かな森と里山を次代へ継承	【健全な森づくり】 ・人工林間伐や作業道整備等を推進する。 【竹林対策】 ・竹林の放置を解消し、里山の荒廃を防止する。
森林環境税(国税)	市町村による公的な森林整備を推進	・森林の整備(管理放棄された森林の間伐など) ・森林整備を担う人材の育成・確保 ・木材の利用の促進(公共施設の木造化) 等	

3 パブリックコメントの結果概要

- (1) 募集期間 令和4年9月20日(火)から10月4日(火)までの15日間
 (2) 周知方法 県ホームページ、新聞広告、チラシ配架(県の主要機関及び市町村窓口)
 (3) 意見総数 55件(35名)
 (4) 主な意見と対応方針 (表中では、森林環境税及び森林環境譲与税は「国税」と表記)

項目	主な意見の概要	意見に対する対応方針
継続(案)について(35件)	【賛成29件、条件付賛成3件、反対1件、賛否不明2件】 ○国税とのすみ分けがしっかりできるなら賛成。 ○存続は賛成だが、国税も含めた財源の妥当性については引き続き議論して欲しい。 ○両税の計1500円を森林保全に使うのは反対。	○国税は市町村による公的な森林整備の推進、県税は県民による森づくりの支援を主な役割とし、それぞれの役割を担うものと整理している。両税の意義や用途を市町村と連携し周知を図っていく。
用途事業について	竹林整備事業(9件)	○抜本的解決策である林種転換への支援の拡充を検討する。
	森林景観対策事業(1件)	○特に重要なものに限り県直営で実施することを検討する。
	とっとり県民参加の森づくり推進事業(4件)	○事業の継続実施に繋がるよう、要件緩和等を検討するとともにイベント情報の発信を強化する。
県民への周知について(6件)	○特に次代を担う者への普及啓発に努めて欲しい。(2件) ○税の用途や効果を県民に分かりやすく説明して欲しい。(4件)	○年齢を問わず理解してもらえるよう様々な手法を用い周知を図っていく。

鳥取県ふるさと納税に係る個人情報の漏洩について

令和4年11月21日
税 務 課

本県のふるさと納税受付等業務（受託者：(株)エッグ）において、ふるさと納税関係書類1名分の誤送付により、個人情報が漏洩したことが判明しましたので、その状況と対応について下記のとおり報告します。

今後、同様の事案が発生することがないように再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理に努めます。

記

1 事案判明日時

令和4年10月26日（水） 午後4時30分頃

2 誤って送付した書類及び個人情報等

(1) 送付した書類

受領証明書、市町村税・都道府県民税寄附金額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）

(2) 書類に記載の個人情報及び件数

寄附者の住所、氏名、寄附額 1名分

3 事実判明の経緯

- ・10月24日（月） 寄附者（A氏）が「送付物の中に他人の書類（寄附者B氏の書類）が入っていた」と郵便局へ持ち込まれ、郵便局から、ふるさと納税受付等業務受託者に書類を返送する旨の連絡があった。
- ・10月26日（水）に、ふるさと納税受付等業務受託者が返送された郵便物を確認したところ、誤送付が判明した。

4 原因

ふるさと納税受付等業務受託者が、管理システムに寄附者情報を登録する際、A氏及びB氏の寄附方法が郵便局払込票による寄附であったため、手入力によりそれぞれの寄附者情報を登録した。その際、B氏の「関係書類送付先」欄に誤ってA氏の住所及び氏名を入力した。（※「関係書類送付先」欄は、寄附者が住所とは異なる送付先を希望する場合に入力するもので、今回は両名分とも本来入力不要だった。）

また、寄附者情報登録後に行うダブルチェックにおいて、確認不足により入力誤りに気が付かないまま関係書類を印刷・封入し、B氏の関係書類をA氏に送付した。

5 対応状況

10月27日（木）午後4時頃、誤送付先のA氏宅に出向き、経緯を説明して謝罪するとともに、今後の再発防止に努めることをお伝えした。

同日、B氏に連絡したところ、訪問による謝罪を固辞されたため、電話により経緯を説明して謝罪し、今後の再発防止に努めることをお伝えした。

6 再発防止策

寄附者情報を登録する際の複数の職員による住所・宛名等のダブルチェックを徹底するとともに、チェック方法の見直し及び強化を行うよう、ふるさと納税受付等業務受託者に対して指示を行い、対策の履行状況について確認を行うこととした。

産業廃棄物処理施設審査準備室の設置について

令和4年11月21日
人事企画課

今後見込まれる設置許可審査に備え、公正中立かつ厳正に審査を行う総務部・県土整備部共管の組織として、産業廃棄物処理施設審査準備室を11月14日付けで新たに設置しました。

1 配置職員数

4人(室長1、衛生技師2、土木技師1)及び兼務職員(総務部、県土整備部)

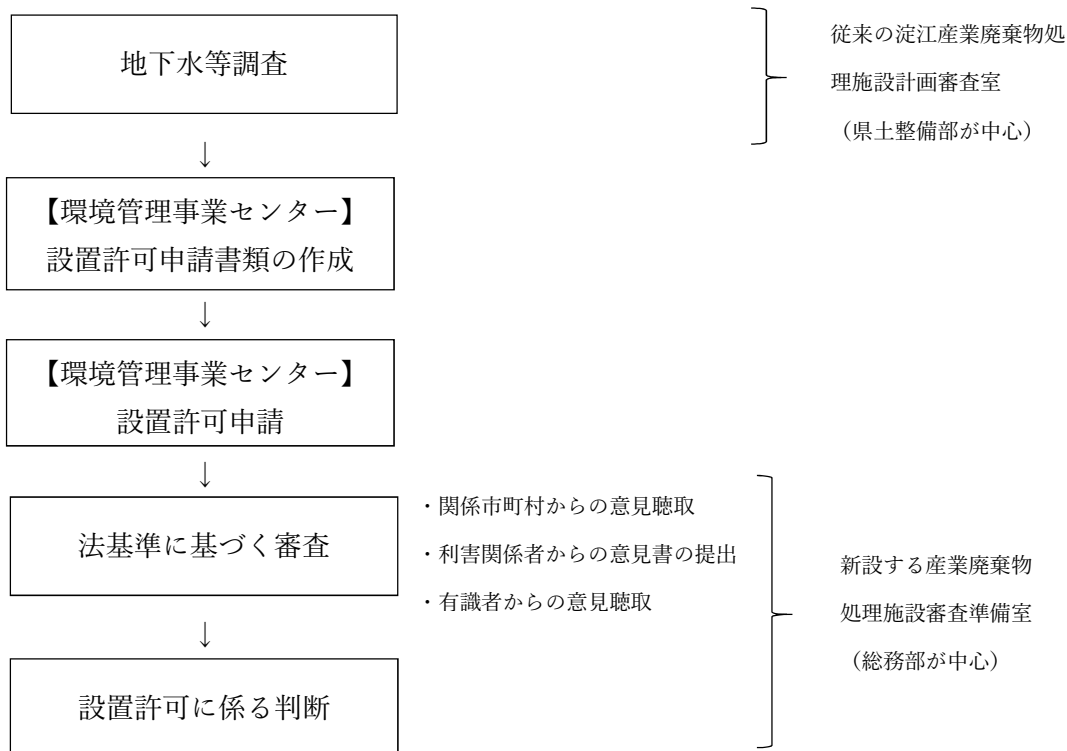
2 準備室が当面実施する業務

- ① 事前の情報収集(現地確認、先進地調査)
- ② 専門家の意見聴取の方法検討・準備

3 備考

従来の「淀江産業廃棄物処理施設計画審査室」は廃止

(参考)計画審査の流れ



県の統計事務の点検結果について

令和4年11月21日
統 計 課
行政監察・法人指導課
行財政改革推進課

国土交通省の「建設工事受注動態統計」書換え事案等を受け、本県の統計事務の点検を実施したので、結果を報告します。

1 点検内容

- (1) 対 象 定期に又は継続的に実施する調査として県統計調査条例施行規則に定める27調査（人口移動調査、鉱工業生産動態調査 等）
- (2) 点検期間 令和4年5月～9月
- (3) 点検方法 各統計調査の直近調査を対象に、自己点検及び実地検査（抽出）による点検を実施

2 点検結果

- (1) 自己点検（令和4年5月～6月）
 - ①対象調査：27調査
 - ②調査視点：事前に定めた調査手順等に沿って行われているか、集計方法等に問題がないか 等
- (2) 実地検査（令和4年8月～9月）
 - ①対象調査：10調査（抽出の視点は以下のとおり）
 - ・自己点検結果で統計調査の実施手続に不備があった調査
 - ・事業者からデータを収集している調査
 - ・調査結果がKPI等として使われている調査
 - ②調査視点：(1)②の視点に加え、調査期間の確保や提出されたデータの処理が適切に行われているか 等
- (3) 結果概要
 - 集計上の不適切な事務処理は確認されなかった
国の「建設工事受注動態統計」で発覚した遅延調査票の二重計上のような、集計上の不適切な事務処理は確認されなかった。
 - 統計調査の手続が一部適切になされていないケースがあった
 - ・統計調査の実施及び変更については、「統計課への協議」「総務大臣への届出」「告示」といった手続が、統計法や県統計調査条例施行規則等において定められているが、これらの全部又は一部が実施されていない調査が多くみられた。（16調査）
（内訳）・当初調査計画から調査項目や調査対象等が変更になったにもかかわらず、統計課への協議及び総務省への届出（変更）が行われていない。（6調査）
・告示が行われていない。（15調査）
 - ・県統計調査条例施行規則に定められていない調査があった。（3調査）

3 今後の対応

統計事務を所管する統計課において以下の対応を行うとともに、統計調査の適正な手続について改めて全庁に周知を図る。

○進捗管理をフォローアップできる仕組みを構築

告示や調査内容変更時の手続について各統計調査所管課の認識が薄く、多くの調査で手続漏れが発生していたことから、統計調査に関する一連の手続が浸透してないものと考えられる。よって、今後、統計課において統計調査事務の手続の進捗管理を適切に行うためのデータベースの整備を行う等、適切にフォローアップができる仕組みを構築することとする。

令和4年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

令和4年11月21日
行財政改革推進課

県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置している「県有施設・資産有効活用戦略会議」を開催しました。

- 1 日時 令和4年11月1日（火）
- 2 場所 WEB開催（テレビ会議形式）
- 3 出席者 副知事（座長）、各部局長 等
- 4 概要

（1）県営住宅上栗島団地再整備にかかる民間活力導入検討について

令和3年度からコンサルタントに委託して導入可能性調査を実施してきたところ、維持管理等で住宅供給公社による管理代行を継続する前提で約4%（約0.3億円）程度のVFMが見込めるとの分析結果が出たため、設計・建設等を一括で発注するPFI手法（BT方式）を導入する方針とした。

	VFM（現在価値）	県直営（補助除き）	PFI（補助除き）
PFI手法（BT：維持管理業務は現在と同様に管理代行）	4.0%程度	7.9億円（建設部分のみ）	7.6億円（建設部分のみ）
PFI手法（BT0：維持管理業務を指定管理＋一部直営）	△2.9%程度	23.5億円（維持管理含む）	24.2億円（維持管理含む）

※維持管理を併せて委託するBT0方式（指定管理）は、民間事業者へのヒアリングの結果、現在の住宅供給公社による管理代行制からの縮減効果が見込めず、また指定管理方式にした場合、現在、住宅供給公社が実施している業務の一部を県が直接実施する必要が生じ、人件費の増要因となることからコストメリットが出ず、VFMもマイナスとなった。

（2）試験船及び海洋練習船代船建造への民間活力導入検討について

若鳥丸の代船建造について、今年度コンサルタントに委託して導入可能性調査を実施し、VFMが見込めないとの分析結果が出たため、二次検討結果として「従来型手法（県直営）で代船建造」との方針とした。

また、第一鳥取丸については、他県との共同発注について調整が進んできたこと、及び若鳥丸の二次検討の結果と同様にPFI的手法による経費縮減効果が期待できないことから、従来手法により、他県との共同発注によるコスト縮減を追求する方針とし、一次（庁内）検討で終了とした。

	VFM（現在価値）	県直営	PFI
DBO（建造・点検修繕・運航一括発注）	△9.1%	約45.0億	約49.1億
DBM（建造・点検修繕一括発注）	△0.6%		約45.3億
O（運航一括発注）	△9.0%		約49.0億

※試験船に係る他県との共同発注による2隻同時発注については、事業者ヒアリングにおいてもコストメリットが出るとの結果となった。

（3）観光文化施設へのコンセッション導入に係る検討状況

観光・文化施設においては令和元年度のコンサルタントによる定量的な調査に加え、定性的な分析をしてきたところであるが、コロナ禍が当初の想定を超えて長期化し、施設利用者数も大幅に減少しており、コロナ後の利用者の回復状況の見通しも現時点では立たないことや、令和元年度の調査において興味を示していた県外事業者からも、コロナ後の集客状況が一定期間（3年程度）確認できないと長期での参入は難しい、といった意見があり、現時点でコンセッション導入を決定することは困難と判断した。

次次期の更新時期（令和11年）に向けて、引き続きコンセッション導入の可否を検討する。